

裁判長
認印

印

調書 (決定)

事件の表示	令和●年(●)第●号			
決定日	令和●年●月●日			
裁判所	最高裁判所第三小法廷			
裁判長裁判官	戸倉三郎			
裁判官	宮崎裕子	宇賀克也	林道晴	
裁判官				
裁判官				
当事者等	申立人 同訴訟代理人弁護士 竹内綱己 ほか 相手方 桑内名市 同代表者 市長 伊藤徳宇 ほか 同訴訟代理人弁護士 赤木邦男 ほか 相手方 国上川陽子 同代表者 法務大臣 上長沼俊樹 同指定代理人			
原判決の表示	名古屋高等裁判所令和●年(●)第●号 (令和●年●月●日判決)			

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和●年●月●日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 山之内憲

印

これは正本である。

令和●年●月●日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官